

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	臨床検査	美基LPS-M00007	
		承認	令和 8 年 8 月 2 1 日
		作成	令和 8 年 8 月 1 9 日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	第 3 輸送航空隊衛生隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊美保基地が委託する**臨床検査**に関する役務（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

- a) **健康保険法**（大正 1 1 年法律第 7 0 号）
- b) **臨床検査技師等に関する法律**（昭和 3 3 年法律第 7 6 号）
- c) **衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の遵守について**（消表対第 1 3 7 号）
- d) **個人情報の保護に関する法律**（平成 1 5 年法律第 5 7 号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 検査項目

- a) 検査項目については、調達要領指定書にて示す。
- b) 検査の細部については、発注書により指示する。

2.1.2 履行場所

履行場所は、契約の相手方が示す場所によるものとする。

品 名	臨床検査
-----	------

2.1.3 履行期間

履行期間については、調達要領指定書にて示す。

2.1.4 一般事項

- a) 検体の採取に必要な容器等は契約相手方が準備する。ただし、本仕様書箇条 1.2 c)にて定められた“無償供与が禁止されている採取用具類”については官側が準備する。
- b) 検体の回収については、事前に官側と調整し、官側の指定した日に美保基地医務室において実施する。
- c) 検査数値にて異常値を認めた際は、必要に応じて再検査を実施するものとし、パニック値等の結果が得られた場合は、その結果を電話等で速やかに官側に報告すること。
- d) 検体の回収及び履行場所への搬送、検査報告書作成に係る経費は、契約の相手方が負担する。
- e) 本役務中に生じた事故等で契約相手方にその責のある損害については、その一切を契約相手方の負担とする。

2.2 品質管理

- a) 契約の相手方は、臨床検査の精度及び信頼性を確保するため、適切な品質管理体制を整備し、検査業務を実施すること。
- b) 検査結果について疑義が生じた場合は、必要に応じて再検査その他の確認を行い、正確な検査結果の通知に努めること。

3 品質保証

3.1 検査

検査は資料検査方式とし、本仕様書箇条 4.1 に示す提出書類の確認をもって行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は役務完了後速やかに検査報告書（任意様式）を受検者 1 名につき 1 部提出するものとする。

4.2 個人情報の取り扱い

- a) 契約相手方は関連文書に基づき、個人情報の保護を実施すること。

品 名	臨床検査
-----	------

- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止の為、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。
- d) 契約相手方は、役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により契約担当官の承認を受けなければならない。
- e) 契約相手方は、役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- f) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面（様式任意）により官側の承認を受けなければならない。
- g) 契約相手方は、個人情報の管理について定期的に検査を行うこと。また、官側が特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、または官側が指定する者に契約相手方の施設等の関係場所に立入調査をさせることができるようにすること。

4.3 基地内遵守事項

契約の相手方は、基地内において法令及び官が定める規則を遵守しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は官側の指示に従うこと。

- a) 契約の相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく許可を受けるものとする。
- b) 契約の相手方は、基地内において本役務で必要な場所以外への立ち入りは行わないほか、細部は官側の指示に従うものとする。
- c) 契約の相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- d) 契約の相手方は、本役務に関するデータの取扱いについてファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。

4.4 その他

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約の相手方が関連法令等に基づき実施する。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受ける。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	8 衛－7
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 8 日
	作 成 部 隊	第 3 輸送航空隊衛生隊
	作 成 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 7 日
品 名	臨床検査	
仕 様 書 番 号	美基 L P S－M 0 0 0 0 7	
指定事項： 2 役務に関する要求 2.1 役務の内容 2.1.1 検査項目 別表のとおり。 2.1.3 履行期間 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間とする。		

別表－検査項目内訳表

項目	名称	規格等	単位	予定数量	備考
1	臨床検査	仕様書のとおり ノロウイルス(PCR)	検体	2	
2	臨床検査	仕様書のとおり 尿中一般検査（蛋白定性、糖定性、潜血反応）	検体	15	
3	臨床検査	仕様書のとおり 尿中馬尿酸	検体	90	
4	臨床検査	仕様書のとおり 尿中 2.5-ヘキサジオン	検体	80	
5	臨床検査	仕様書のとおり 尿中 N-メチルホルムアミド [※]	検体	80	
6	臨床検査	仕様書のとおり 尿中ステレン代謝物	検体	90	
7	臨床検査	仕様書のとおり 尿中マンデル酸エチルベンゼン	検体	90	
8	臨床検査	仕様書のとおり 尿中メチル馬尿酸	検体	90	
9	臨床検査	仕様書のとおり トリクロエチレン	検体	80	
10	臨床検査	仕様書のとおり 1,1,1 トリクロエタン	検体	80	
11	臨床検査	仕様書のとおり テトラクロエチレン	検体	80	